

○苫小牧工業高等専門学校後援会工場見学旅行等に係る旅行経費の貸与に関する内規

第1条 この内規は、本会会則第22条により定めたものである。

第2条 本校の学生が総合研修旅行又は工場見学旅行（以下「工場見学旅行等」という。）参加に要する旅行経費の借用を希望する場合は、借用願（別紙第1号様式）に所要事項を記入の上、学級担任を経て会に願い出るものとする。

第3条 貸与の決定は、理事の協議に基づき会長が行う。

第4条 貸与金額は旅行経費の70%（100円未満切捨てとする。）を限度とし、工場見学旅行等終了の翌年度から2ヶ年以内に返済するものとする。ただし、無利息とする。

第5条 貸与額を受領するときは、借用証書（別紙第2号様式）を会に提出するものとし、正会員又はこれに代る者が連帯保証人となる。

第6条 この内規の改正は、理事会にはかり会長が行う。

附 則

この内規は、昭和47年3月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和55年4月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成9年4月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年4月11日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年3月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年3月19日から施行する。